

議案第98号	三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	地域主権一括法関連
介護保険課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで省令で定めていた指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。	

【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）第18条（介護保険法の一部改正）

【制定内容】

法律（条文）	内容	従う（標準・参酌）すべき省令
介護保険法第115条の14第1項及び第2項 従うべき及び標準基準については、省令どおり。参酌基準については、一部独自基準を設けた。	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（配置すべき人員数、管理者及び代表者の設置義務）（<u>従うべき基準</u>） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定等）（<u>従うべき基準</u>）、共同生活住居の設置、定員等の基準に係る規定（<u>標準</u>）、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（<u>参酌基準</u>） 	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

この条例の適用を受けるサービス

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

※サービス内容、独自基準については、議案第97号に記載のとおり。独自基準については、介護予防全サービスで適用される。

【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）

【経過措置】 ●介護保険法施行令等の一部を改正する政令（以下「平成18年改正令」という。）附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者→この条例の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているもの（条例上1又は2）→当分の間、2を超える共同生活住居を有することができる。

●平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者→条例上の居室の床面積（7.43㎡以上）の規定を適用しない規定